競技麻雀同好会規約

前　文

(活動理念)

競技麻雀同好会は社会的ルールを遵守し、技術の向上に努め、健全な運営を行う団体を目指す。

我々は麻雀を賭博の対象ではなく、囲碁や将棋のような一つの知的競技と捉え、麻雀の健全性を社会に広めようと考えている。しかし、麻雀は相手の手牌も、次に引いてくる牌も見えない、不確定な要素が多い競技である。さらに、試合の中では多くの選択を短時間で求められ、最善な選択をしたとしても結果に結びつかないことが少なくない。そんな中でも最後まで心の平静と集中を保ち、諦めずに、真剣に、大切に麻雀が打てるようになるには、普段の生活から心と行動を律する必要があると考える。我々は麻雀の内外を問わず、ひとつひとつのやることに真剣に取り組む、時間や約束を破らない、心を込めた挨拶をする、行動や思考に無駄な時間を入れない、自分を取り巻く環境や仲間を大切にする、といった行動指針を掲げ、「人間力」をお互いに高め合っていく団体であることを目指す。

第1章　総　則

(名称)

第1条 名称は、競技麻雀同好会(以下、当会という)と称する。

(目的)

第2条 当会は、次の目的達成のために活動するものとする。

① 会員相互の麻雀の技術を高め合う活動を通して、手配の構成力や状況判断力をはじめとした麻雀の技術を向上させる。

② 志を共にする仲間を心から大切にし、麻雀に取り組む姿勢をお互いに高め合う活動をとおして、会員相互の結束と人間力を向上させる。

(活動)

第3条 当会は、前条の目的達成のために次の活動を行う。

① 通常練習として、会員同士で麻雀を打つ。このときの対戦結果は、一般社団法人 学生麻雀連盟が運営する全国学生麻雀ランキングに登録し、成績を管理する。この成績をもとに、公式大会への出場資格者の選定を行う。

② 麻雀卓に空きがない場合や、初心者の新入会員が入会した場合は、都度勉強会を開催する。これは、ゲームの進行に必要な知識を身に付けることや、会員同士で考えを共有し合うことなどを目的とする。

③ 定期的に大会を開催する。これは通常練習とは違い、短期的な対戦でトップをとる技術、チーム戦で点数状況に応じて打牌選択をする技術を身につけることを目的とする。

④ 公式大会に出場する。麻雀最強戦、学生麻雀甲子園などの公式大会に出場し、当会員の実力を把握する。

第2章　規　約

(禁止事項)

第4条 当会で行う麻雀について、次の行為を固く禁止する。

① 麻雀の勝敗に金品を賭ける行為。

② 校内において、当会の活動外で麻雀を行うこと。

(入会資格)

第5条 次の条件をすべて満たす者が、入会資格を有する。

① 規約および理念、目的を充分に理解したうえで、第6条2項の誓約書を提出した者。

② 直近の達成度試験において、クラス成績ならびに学科成績がCランク以上であった者。

③ 再試験の受験が確定していない者。

(入会手続)

第6条 入会手続は、幹部を通じて行う。

2項 入会する者は幹部とともに本規約の読み合わせを行い、規約および理念、目的に則った活動を行うことを約束する誓約書を提出する。

(退会手続)

第7条 退会手続は、幹部を通じて行う。手続形式は問わない。その際、退会する事由の申告等は不要とする。

(強制退会)

第8条 第4条のいずれかに違反した場合、その者は強制退会しなければならない。

2項 当会による強制退会措置を受けた者は、再入会は認めない。

(学業の優先)

第9条 当会員は学業を優先し、当会の活動が学業の妨げになってはならない。

2項 直近の達成度試験において、クラス成績または学科成績がDランクであった者は、次回の達成度試験までを休会期間とする。

3項 再試験の受験が確定した科目がある者は、再試験に合格するまでを休会期間とする。

第3章　役　職

(役職)

第10条 会員内で役職を持つ者を、幹部といい、会長、副会長で構成する。

(幹部)

第11条 会長は1名とし、常時任意の幹部を指定して自らの階級を引き渡すことができる。

2項 副会長は1名以上とし、会長により任命される。

(幹部の権限)

第12条 幹部は、この規則に定める事項の他、幹部会議により運営に必要な決定をすることができる。

(幹部会議)

第13条 幹部会議は、幹部により開催される。会議方式は任意とする。

第4章　備　品

(備品の管理)

第14条 当会で使用する備品(麻雀卓、麻雀牌等)は、指導教員の教員室で保管、管理する。

(備品の使用)

第15条 前条をもって保管されている備品は、当会の活動時のみ指導教員の許可を得て持ち出し、使用することができる。

(備品の返却)

第16条 前条をもって持ち出した備品は、活動終了後すみやかに返却する。

第5章　会　費

(規定)

第17条 会費は徴収しない。

第18条 参加費が発生する大会へ出場する際は、会長が徴収、管理し、大会終了後に内訳を報告する。

第6章　大　会

(当会主催の大会)

第19条 当会主催の大会は、原則として当会員の参加のみを認める。但し、入会手続を行っていない者であっても入会の意思があれば参加を認める。

2項 大会には参加費を必要としない。

(公式大会等出場資格者)

第20条 公式大会及び当会以外が主催する非公式大会の出場資格者については、これを幹部が定めるものとする。

(公式大会)

第21条 公式大会への出場は、前条に定める資格者のみ可能とする。但し、当会所属として参加しない場合には、これを妨げることはない。

(当会以外が主催する非公式大会)

第22条 前条前段の規定による。

第7章　補　足

(規則の改正)

第23条 規則の改正は幹部会議によって承認を行う。規則の改正が承認された場合、公布後即時にこれを施行する。新規則の公布日には、その改正責任者は全体に連絡をしなければならない。

以　上